

22川監公第10号

平成22年8月10日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成21年12月10日付け21川監公第13号で公表した定期監査（工事監査）、平成21年12月25日付け21川監公第14号で公表した定期監査及び同日付け21川監公第15号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 松川欣起

同 奥宮京子

同 後藤晶一

同 宮原春夫

22川総行革第119号

平成22年6月30日

川崎市監査委員 松川 欣起 様

同 奥宮 京子 様

同 後藤 晶一 様

同 宮原 春夫 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成21年12月25日付け21川監報第11号で報告の提出がありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成21年度定期監査結果に対する措置状況

監査の対象 財政局（税務部）及び区役所（区民サービス部市民税課及び資産税課）

監査の範囲 市民税及び固定資産税の賦課事務

1 市民税の賦課事務を適正に行うべきもの

（1）納税通知書の送達手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

納税通知書で郵便による送達又は交付送達をしたものについて発送の年月日を確認する記録が残されていなかった事例があったので、納税通知書の送達手続を適正に行われたい。

(川崎・幸・中原・高津・宮前・麻生区役所区民サービス部市民税課)

[措置内容]

納税通知書の送達手続については、要領に基づき市税発付・送達決裁簿に発送年月日等を記載するよう担当職員に周知徹底し、適正な事務処理方法について確認しました。

(2) 不達返戻となった納税通知書について適正に処理すべきもの

[指摘の要旨]

ア 公示送達が行われていなかったもの

公示送達を行うこととしていた納税通知書について、公示送達がされていなかった事例があったので、公示送達は適正に行われたい。

(川崎区役所区民サービス部市民税課)

イ 納期限前10日までに納税者に交付されていなかったもの

納期限前10日までに納税者に交付していなかった事例があったので、特別の事情がある場合を除いて納税通知書の交付は納期限前10日までに行われたい。

(川崎・高津区役所区民サービス部市民税課)

[措置内容]

公示送達がされていなかった納税通知書については、賦課替をし、公示送達をしました。今後は、不達返戻処理簿と公示送達決裁簿を毎月確認し、遺漏なく適正に処理するよう関係職員に周知徹底しました。

また、納税通知書の交付に当たっては、条例に基づき、納税者に対して

納税通知書を納期限前10日までに、送付するよう関係職員に周知徹底しました。

(3) 扶養親族等調査を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

扶養親族等調査について、次のような事例があったので、規定に基づき適正に処理を行われたい。

ア 扶養控除を適正に認定すべきもの

扶養親族として申告された者の所得が扶養限度額を超えていた事例及び扶養控除が重複していた事例

(川崎・幸・中原・宮前・麻生区役所区民サービス部市民税課)

イ 事務処理が不十分なもの

調査の対象となる扶養親族について、調査を行っていなかった事例及び他市町村に再調査すべきところ調査を終了していた事例並びに調査票の係長の確認印が押印されていなかった事例

(川崎・中原・宮前区役所区民サービス部市民税課)

[措置内容]

重複扶養のケースについては、再調査のうえ、扶養控除を否認するなどにより、適正な扶養控除に修正しました。

また、事務処理が不十分だったものについても、再調査により適正に処理するとともに、調査票への確認印漏れを再確認した上で適正に処理しました。今後は、要領に基づき、扶養控除の認定など適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底しました。

(4) 補充調査を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

補充調査の事務について、補充調査の対象者であるにもかかわらず調査を行っていなかった事例及び調査結果による給与収入金額を反映していなかった事例があったので、補充調査を適正に実施するとともにその結果を適切に処理されたい。

(幸・中原・宮前・多摩・麻生区役所区民サービス部市民税課)

[措置内容]

補充調査が行われなかったものについては、各区において、すみやかに処理しました。今後は、要領に基づき、補充調査を適正に処理するよう、関係職員に周知徹底しました。

(5) 課税額の算定を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

申告書、給与支払報告書等及び課税台帳をみたところ、所得の算定等に誤りがあったので、申告書、給与支払報告書等の内容を適切に点検するとともに、課税台帳に正確に記録し、課税額の算定を適正に行われたい。

(財政局税務部市民税課、川崎・幸・中原・高津・宮前・多摩区役所区民サービス部市民税課)

[措置内容]

各指摘事項について、納税者等への確認や書類の再提出を求めるなどの再調査を行い、課税額変更を伴うものは、すみやかに税額を修正し、適正に処理しました。

課税額の算定においては、的確な書類確認や調査により、課税台帳への記載など適正に処理するよう、関係職員に周知徹底しました。

(6) 個人市民税の減免事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 記録を適正に行うべきもの

減免申請書及び決定伺書をみたところ、特に必要があると認められる者等という要件に該当する事由について、記録が不明確な事例があったので、当該記録を適正に行われたい。

(川崎・幸・中原・高津・宮前・麻生区役所区民サービス部市民税課)

イ 減免の適用期間が不適正であったもの

減免の適用期間は減免事由が発生した日の属する年度に限るとし、ただし課税年度内でその翌年度の賦課期日後に減免事由が発生した場合は、当該年度及びその翌年度とされているが、適正な適用期間で減免していなかった事例があったので、定められた基準により行われたい。

(川崎・幸・高津・宮前・麻生区役所区民サービス部市民税課)

ウ 減免の適用期間について規則と要領の整合性を検討すべきもの

規則によると、災害、退職により所得が著しく減少した者等に係る減免税額は、減免事由に該当することとなった日の属する年度において当該日以後に納期の到来する税額とされているが、この適用期間を要領により拡大することは規則の目的や効果を阻害することになり得る。規則と要領の整合性について検討されたい。

(財政局税務部課税指導課)

エ 減免の適用期間を誤っていたもの

死亡等の場合でないにもかかわらず納期限後の申請について当該納期限に係る税額の減免をしていた事例及び納税義務者の死亡の場合でその日から3か月を経過した日以降の申請について申請日以前に納期限が到来した税額についても減免していた事例があったので、規定に基づき適

正な事務処理を行われたい。

(宮前区役所区民サービス部市民税課)

[措置内容]

個人市民税の減免事務については、規則及び要領の内容を精査し、規則と要領の整合を図るため、減免を適用する年度の部分に関する規則及び要領を改正しました。

なお、改正内容を関係職員に周知するとともに、減免申請書等への減免要件に該当する事由の明確な記載や減免適用期間について、適正に処理するよう、周知徹底しました。

(7) 法人市民税の減免事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

収益事業を行っているかどうかについて、添付された書類では十分に確認ができなかった事例があったので、確認すべき書類についての指針等の策定を検討し、当該指針等に基づき減免事務を適正に行われたい。

(財政局税務部課税指導課、川崎・幸・中原・多摩区役所区民サービス部市民税課)

[措置内容]

法人等の区分ごとに、法人市民税の減免事由に該当することを確認するための書類に係る指針を策定し、対象法人への申告書及び減免申請書の送付に併せて同封することとしました。

また、法人市民税の減免事務等の指針について、関係職員に周知徹底しましたので、今後は適正な事務処理に努めます。

(8) 市が保有する資料を活用し納税義務者の把握に努めるべきもの

[指摘の要旨]

各区役所区民サービス部資産税課が保有する償却資産実地調査票（報告書）をみたところ、均等割額の納税義務者であるにもかかわらず均等割額が課されていなかった事例があったので、市が保有する様々な資料を活用し、納税義務者の把握に努められたい。

（川崎・幸・高津区役所区民サービス部市民税課）

[措置内容]

償却資産実地調査票（報告書）を活用し、再度調査することで、適宜課税台帳への修正を行いました。また、市が保有する資料を有効活用して納税者の把握に努めるよう、関係職員に周知徹底しました。

2 固定資産税の賦課事務を適正に行うべきもの

(1) 固定資産の評価等記録を適正に残すべきもの

[指摘の要旨]

ア 固定資産の評価に係る記録を適正に残すべきもの

土地調査票及び家屋調査票に記載するに当たっては、調査を行った調査員以外にも判断内容、調査内容等が理解できるよう適正な記録に努められたい。

（全区役所区民サービス部資産税課）

イ 償却資産の調査結果を適正に記録すべきもの

報告書を作成するに当たっては、調査結果が調査員以外にも把握できるように適正に記録し、不備のない報告書の作成に努められたい。

（川崎・幸・中原・高津・多摩・麻生区役所区民サービス部資産税課）

ウ 記録をボールペン等で行うべきもの

公文書の記録に当たっては、鉛筆書きとすることが実務上やむを得ない事情のあるものを除き、ボールペン等を使用されたい。

(全区役所区民サービス部資産税課)

[措置内容]

土地調査票及び家屋調査票の記載にあたっては、要領に基づき、当該調査員以外の者にも判断内容や調査内容等が明確に理解できるよう留意するなど、不備なく適正に記録するよう、関係職員に周知徹底しました。

(2) 納税通知書の送達手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

定期課税納税通知書の送達の記録及び決裁がなされていなかった事例があったので、納税通知書の送達手続を適正に行われたい。

(幸・高津区役所区民サービス部資産税課)

[措置内容]

納税通知書の送達手続きについては、要領に基づき、その書類名称、送達を受けるべきものの氏名、あて先及び発送年月日等を正確かつ確実に記載し決裁を行うよう担当職員に周知徹底し、適正な事務処理方法について確認しました。

(3) 不達返戻となった納税通知書を適正に交付すべきもの

[指摘の要旨]

全区において納期限前10日までに納税通知書を交付していなかった事例があり、このうち、中原区及び多摩区を除いた区において納期を過ぎて再送付していた事例があったので、特別の事情がある場合を除いて納税通知書の交付は納期限前10日までに行われたい。

(全区役所区民サービス部資産税課)

[措置内容]

特別の事情がある場合（納税義務者の了解を得ている場合等）を除いて、市税条例第11条第1項の規定に基づき、納税者に対して納税通知書を納期限前10日までに、確実に送付するよう、関係職員に周知徹底しました。

(4) 非課税と課税のあん分処理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

非課税部分と課税部分を含んでいる家屋について、共用部分をあん分せずにそのすべてを非課税としていた事例があったので、要領に基づき適正に処理されたい。

(川崎区役所区民サービス部資産税課)

[措置内容]

非課税と課税のあん分処理を行い、税額変更のうえ、適正に処理しました。

今後は要領に基づき、適正に非課税と課税のあん分処理を行うよう、関係職員に周知徹底しました。

(5) 固定資産税の減免事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 申請書をもって減免の決定をすべきもの

減免認定基準には該当しているものの、申請書が提出されていないにもかかわらず減免を行っていた事例があったので、申請に基づいて適正に減免事務を行われたい。

(全区役所区民サービス部資産税課)

イ 減免認定基準に該当しない者に対して減免を行っていたもの

減免認定基準に該当しない者に対して行った減免については、取消しを適切に行うとともに、減免事務を厳格に行い再発防止に努められたい。

(幸・麻生区役所区民サービス部資産税課)

ウ 申請日前の納期の税額について減免していたもの

申請日前の納期の税額について減免していた事例があったので、要領に基づき適正に行われたい。

(中原・高津区役所区民サービス部資産税課)

エ 減免申請書に必要事項の記入漏れ及び必要書類の添付漏れのあるもの

減免を行うに当たっては、事実確認を適正に行うためにも減免申請書の記載内容及び添付書類の有無について十分確認を行い、不備があれば申請者に補正を行わせた上で減免の決定を行われたい。

(全区役所区民サービス部資産税課)

[措置内容]

固定資産税の減免事務については、要領等に基づき、基準に該当しないものについては減免の取消を行いました。

なお、減免申請の受理にあたっては、必ず期限内に書類を提出させ、書類の記載不備がないことを確認したうえで減免の認定を行うとともに、認定基準に適合した処理を行うよう、関係職員に対して、周知徹底しました。

(6) 償却資産賦課事務を適正に行うべきもの

ア 納税義務者等の把握に市が保有する資料を活用すべきもの

[指摘の要旨]

償却資産課税原簿を検証したところ、一部の法人等が原簿に登録されていなかったため、市が保有する資料を有効活用するなど、償却資産に係る納税義務者等の把握方法について要領の見直しを含め検討されたい。

(財政局税務部課税指導課)

[措置内容]

納税義務者となり得る法人等の把握にあたっては、従前から各種リスト等によつて的確な把握に努めていますが、よりの確な把握方法として、市が保有する資料として、「川崎市工事請負有資格業者名簿」等を納税義務者となり得る法人等の把握に活用することとして、関係職員に周知徹底しました。

イ 償却資産課税原簿の取扱いを適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

原簿からの除却は、廃業、転出など確実に課税客体となり得ない場合に限定されたい。

(川崎・麻生区役所区民サービス部資産税課)

[措置内容]

償却資産課税原簿の取扱いにあたっては、要領に基づき処理を行い、廃業・転出等確実に課税客体とならない場合にのみ原簿の除却を行うこととして、関係職員に周知徹底しました。

ウ 償却資産の課税を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

課税対象であるにもかかわらず課税していないなどの事例があったので、適正に処理されたい。

(川崎・幸・中原・高津・宮前・麻生区役所区民サービス部資産税課)

[措置内容]

当該案件については、過年度にさかのぼり課税するなど、適正な処理を行いました。なお、同様な誤りを防止するにあたり、関係職員に対し、償却資産の課税処理を適正に行うよう、周知徹底しました。

(7) 土地の評価を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

評価を誤っていた事例があったので、要領に基づき適正に行われたい。

(川崎・幸・宮前区役所区民サービス部資産税課)

[措置内容]

土地の評価にあたっては、要領に基づき、土地調査票の適正な記入やチェックリストの確認を徹底するよう関係職員に周知しました。

なお、当該案件については次期基準年度（平成24年度）において修正します。

(8) 家屋賦課事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 家屋の評価を適正に行うべきもの

評価を誤っていた事例があったので、要領に基づき適正に処理されたい。

(川崎・幸・高津・宮前・多摩区役所区民サービス部資産税課)

イ 家屋の課税を適正に行うべきもの

増築年月日が判別できるものは、過年度にさかのぼり課税することができることとなっているが、法の規定により処理していなかった事例があったので、家屋の課税を適正に行うとともに、周知徹底を図りたい。

(財政局税務部課税指導課、川崎・中原・高津・宮前・麻生区役所区民サービス部資産税課)

[措置内容]

過年度にさかのぼり課税するなど、適正な処理を行いました。なお、家屋の評価にあたっては、要領に基づき、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底しました。

3 その他改善を要するもの（改善措置を要するもののうち軽易な事項）

(1) 市民税の賦課事務を適切に行うべきもの

ア 課税内容に変更があった場合の確認が不適切であった事例

(川崎・高津・宮前区役所区民サービス部市民税課)

[措置内容]

すべての課税異動データ一覧リストに納税通知書等の送付内容を記載して決裁を受けるよう関係職員に対して改善策に関する説明を行い、周知徹底を図りました。

イ 納税通知書の送達に関する書類について、要領に基づく記録及び作成をしていなかった事例

(財政局税務部市民税課、川崎・幸・中原・高津・宮前・多摩区役所区民サービス部市民税課)

[措置内容]

各要領に基づき、納税通知書の送達に関する書類の記録及び作成をすることとしました。なお、関係職員に対して説明を行い、周知徹底しました。

ウ 減免申請に対する不許可通知書について取消訴訟の提起に関する事項の教示をしていなかった事例

(高津・宮前区役所区民サービス部市民税課)

[措置内容]

取消訴訟に関する教示欄がある様式に改めたうえで、適正な処理を行うよう、関係職員に周知徹底しました。

エ 減免申請書の受理時における手続が不適切であった事例

(川崎・高津区役所区民サービス部市民税課)

[措置内容]

減免申請書の提出があった時は、申請書類に不備がある場合には補正を求め、必ず減免申請書処理簿に登載するよう、関係職員に周知徹底しました。

オ 課税及び減免の対象でない社団について、課税かつ減免をしていた事例

(幸・宮前区役所区民サービス部市民税課)

[措置内容]

課税しないよう訂正しました。なお、関係職員に対して、法人市民税の課税対象の確認を行い、適正な課税処理を行うよう周知徹底しました。

(2) 固定資産税の賦課事務を適切に行うべきもの

ア 不達返戻に係る事務について、要領に定められた様式を使用していなかった事例

(宮前・麻生区役所区民サービス部資産税課)

[措置内容]

不達返戻に係る事務について、要領に定められた管理簿及び処理票を使用するよう、関係職員に周知徹底しました。

イ 非課税申告書の取扱いが不適切であった事例

(川崎・中原・高津・麻生区役所区民サービス部資産税課)

[措置内容]

非課税の決定にあたっては、「固定資産税・都市計画税に係る非課税決定伺書について」に定められたとおり、必ず伺書により決裁を受け、事務処理を行うよう関係職員に周知徹底しました。

ウ 減免申請書について、委任状が添付されていなかった事例及び家屋の床面積を補正させずに受理していた事例

(川崎・高津・宮前区役所区民サービス部資産税課)

[措置内容]

減免申請書を受理する際に、委任状の必要なものについては必ず添付するよう、関係職員に周知徹底しました。

エ 市税減免申請処理簿及び減免申請管理台帳を適正に作成していなかった事例

(全区役所区民サービス部資産税課)

[措置内容]

減免申請書を受理した場合には、要領に基づき、継続分についても必ず市税減免申請処理簿を作成し、適正に処理するよう関係職員に周知徹底しました。

オ 路線価図において路線番号を付設した範囲が誤っていた事例

(幸区役所区民サービス部資産税課)

[措置内容]

路線価図については、要領に基づき、適正に路線番号を付設するよう関係職員に周知徹底しました。

カ 火災により損害を受けた家屋について、課税客体でなくなったにもかかわらず課税し、かつ、減免していた事例

(麻生区役所区民サービス部資産税課)

[措置内容]

災害による減免の適用については、現地調査を行い、滅失又は減免の適用の可否等を正しく判断し、適切に処理するよう関係職員に周知徹底しました。

監査の対象 消防局

監査の範囲 平成20年度及び21年度執行の財務事務

1 消防団運営補助金を速やかに交付すべきもの

消防団運営補助金について、交付が申請から約2か月後となったため、
団長からの借入金により立替払を行っていた事例

(総務部庶務課)

[措置内容]

消防団運営補助金の交付については適正な事務手続きを徹底し、年度当初に速やかに交付するよう関係職員に対し周知しました。

2 公有財産の管理を適正に行うべきもの

消防団器具置場の境界標が見当たらず、土地の境界が不明確であった事例

(総務部施設装備課)

[措置内容]

消防団器機置場については、順次測量調査を行うなど土地の境界確認に努め、適正な財産管理を行ってまいります。

3 備品の管理を適正に行うべきもの

(1) 保管換えの手続が行われていなかった事例

(総務部庶務課、同施設装備課)

(2) 備品使用票の使用者所属等が未登録のため、備品の使用状況が的確に把握できなかった事例

(総務部人事課、警防部救急課、同指令課)

(3) 備品票について、ちょう付の漏れ若しくは誤り又は判読できないものがあつた事例

(警防部救急課、宮前・多摩・麻生消防署)

(4) 廃棄され、又は使用できなくなった備品について、不用の決定及び処分の決定の手続が行われていなかった事例

(総務部施設装備課、警防部救急課、同指令課、予防部予防課、臨港・川崎・幸・中原・宮前・麻生消防署)

[措置内容]

指摘事項については適切な処理を行うとともに、備品の管理を適正に行うよう関係職員に対し周知徹底しました。

4 消耗品の管理を適正に行うべきもの

(1) 切手、自動車重量税印紙、収入印紙及び薬品の使用に際して、物品交付請求の手続が行われていなかった事例

(総務部人事課、同施設装備課、警防部警防課、宮前消防署)

(2) 自動車重量税印紙について、保管換えの手続が行われていなかった事例

(総務部施設装備課、高津消防署)

[措置内容]

指摘事項については適切な処理を行うとともに、消耗品の出納管理を適正に行うよう関係職員に対し周知徹底しました。